

船舶事故調査報告書

令和4年4月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年6月25日 18時20分ごろ
発生場所	香川県三豊市粟島南西岸沖 箱崎灯台から真方位103° 1.5海里付近 (概位 北緯34° 15.3′ 東経133° 37.2′)
事故の概要	プレジャーヨットAYAは、東南東進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年10月11日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット AYA、5トン未満（長さ6.40m）
船舶番号、船舶所有者等	295-19638宮崎、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	バラストキール付け根部に亀裂
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風速 約3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 ほぼ干潮時、潮流 約1.5ノット（kn） の西流
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、機走により約5knの速力（対地速力、以下同じ。）で、三豊市箱浦港北方沖を同市粟島港に向けて東南東進中、四国本島と粟島間を流れる潮流の影響を受け、速力が約3.5knに落ちた。</p> <p>船長は、潮流の影響を避ける目的で、粟島沿岸寄りを航行しようと、魚群探知付GPSプロッター（以下、同プロッターを「本件GPSプロッター」、魚群探知機能を「魚探」という。）で水深が約18mあることを確認しながら目測で同島南西岸沖約40mを東南東進していたところ、突然船底に衝撃を感じた。</p> <p>船長は、粟島南西岸沖の浅所（以下「本件浅所」という。）にバラストキールが接触したと思ったが航行に支障がないと思い、そのまま航行していたところ、船内に海水が浸入してきたので危険を感じ、118番通報して救助を要請した。</p> <p>本船は、海上保安庁の指示に従い、自力で航行して粟島港に入港し、救援に来た巡視艇職員の協力を得て船内の排水作業を行うとともに船体に浮体を取り付けて浸水を最小限度にとどめた後、修理の目的で三豊市詫間港のマリーナまで民間のボートでえい航され、修理された。</p> <p>船長は、本件GPSプロッターを装備していたので海図を備え付けておらず、本事故当時、魚探で水深を確認すれば安全に航行できると</p>

	<p>思っていた。</p> <p>本船の本件GPSプロッターは、沿岸付近の水深情報が表示されず、地理情報のみが表示されるものであった。</p> <p>粟島南西岸沖約40m付近は、海図W137Bによれば、水深が19mから急に0.7mになっていた。</p> <p>本船の喫水は、船首部約0.3m、バラストキール部約1.5m、船尾部約0.3mであった。</p>
分析	<p>本船は、東南東進中、船長が、魚探で水深を確認すれば安全に航行できると思ひ、潮流の影響を避ける目的で沿岸近くを航行したことから、浅所の存在に気付かずに本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>本船は、海図を備えていなかったこと、及び本件GPSプロッターが沿岸付近の水深情報が表示されないものであったことから、船長が本件浅所の存在に気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、海図を備えておらず、また、本件GPSプロッターが沿岸付近の水深情報が表示されない中、東南東進中、船長が、魚探で水深を確認すれば安全に航行できると思ひ、潮流の影響を避ける目的で沿岸近くを航行したため、浅所の存在に気付かずに本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、発航する際、事前に海図等で航行経路の水路情報を確認すること。